

工 事 説 明 書

平成 26 年 6 月 27 日

- 1 工 事 名 称 特別養護老人ホーム正寿園増築及びその他工事
- 2 設 計 図 書 A) 工事請負入札心得書及び工事説明書
B) 特記仕様書（設計図面に記載）
C) 設計図
建築主体工事（構造図含む。ただし、表紙は除く。）
電気設備工事
機械設備工事
合 計 130 枚
- 3 仕 様 書 A) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事共通仕様書（最新年度版）
B) 電気設備工事共通仕様書（最新年度版）
C) 機械設備工事共通仕様書（最新年度版）
に準拠し、請負業者負担で、現場事務所に具備すること。
- 4 契 約 書 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款を準用し、2部作成、費用については落札業者の負担とする。
- 5 見 積 要 領 A) 入札に参加しようとする者は現場を充分調査した上で、見積りを行うこと。
疑義に対する協議は、監理者と協議し、その指示により施工し、軽微な変更は請負金額の範囲内で行うこと。
B) 工事に必要な官房官庁に対する手続き及びその費用の一切は、請負業者の負担とする。（建築確認申請業務は別とする。）
- 6 安 全 祈 願 祭 玉串料（施主負担）以外は業者負担とする。
- 7 質 疑 応 答 質疑は書面で平成 26 年 7 月 5 日（土）16:30 までに次に提出のこと。
質問先
〒733-0013 広島県広島市中区八丁堀 3-8 白峯ビル 401
(株) AMI 担当 網谷
TEL 082-223-7111 FAX 082-223-7129
メール ami-ya@abelia.ocn.ne.jp
※ 回答は、FAX 又はメールで平成 26 年 7 月 11 日（金）16:30 までに質問者に回答するとともに、次の場所で 7 月 17 日（木）16:30 まで閲覧に供する。
〒731-1515 広島県山県郡北広島町壬生 901 番地
社会福祉法人みぶ福祉会 特別養護老人ホーム正寿園 地域交流スペース
- 8 そ の 他 A) 諸官庁の指摘事項は、原則本工事費内で処理のこと。
B) 工事中に敷地内外の工作物等を破損した場合は、監督員に報告するとともに速やかに請負工事費内で復旧すること。
C) 貸し出しを受けた設計図書は入札時に返却すること。

工事請負入札心得

平成 26 年 6 月 27 日

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | 工事名称 | 特別養護老人ホーム正寿園増築及びその他工事 |
| 2 | 発注者 | 社会福祉法人みぶ福祉会 |
| 3 | 工事仕様 | 別冊及び工事説明による。 |
| 4 | 建築場所 | 広島県山県郡北広島町壬生字堂城 905 番地 |
| 5 | 入札日時 | 平成 26 年 7 月 18 日午前 11 時 |
| 6 | 入札場所 | 特別養護老人ホーム正寿園 |
| 7 | 工事期間 | 契約日の翌日から平成 26 年 2 月 28 日 |
| 8 | 契約期日 | 低入札価格調査結果発表日の翌日とする。 |
| 9 | 入札保証金 | 免除する。 |
| 10 | 契約保証金 | 免除する。 |
| 11 | 保証人 | 免除する。 |
| 12 | 工事監理 | (株) AMI
〒733-0013 広島市中区八丁堀 3-8 白峯ビル 401
TEL 082-223-7111 FAX 082-223-7129
メール ami-ya@abelia.ocn.ne.jp |
| 13 | 工事保証 | 工事完成後 2 か年とし、部分保証は仕様書の記載のとおりとする。 |
| 14 | 請負金の支払い | 着工月末 1/3 中間（屋上スラブ打設）次月末 1/3 竣工次月末残額 |
| 15 | 予定価格 | ¥170,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| 16 | 落札方法 | A) 設計図書（設計図、特記仕様書、工事請負入札心得、工事説明書）により、一般競争入札を行う。
B) 落札は、予定価格以下で低入札調査価格制度にて決定したものとす。
C) 落札価格が同額の場合は、同額者の抽選により決定する。
D) 予定価格の事前公表に伴い、入札回数を 1 回とする。予定価格を上回る入札を行った者は、失格とする。 |
| 17 | 入札委任状 | 入札者は、会社の代表とし、もし代理人が入札する場合は、委任状を要する。 |
| 18 | 請負工事の譲渡 | 工事契約者は、本工事の契約を他人に譲渡してはならない。 |
| 19 | 工事災害補償 | 契約後、完成取引きの前に生じた災害その他の事故については、施主は一切関係ないものとし、請負業者の負担により復旧すること。 |
| 20 | その他 | A) 入札書式は、別紙による。
B) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満諸端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。 |